

【焼津市】令和7年台風第15号により被災した償却資産に係る固定資産税の減免について

令和7年台風第15号により浸水等の被害を受けられた事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このたび被災された償却資産（機械、設備等）について、損害の程度により、固定資産税が減免される場合があります。該当する場合は、以下のとおりお手続きをお願いいたします。

1 対象者 次の①・②の条件を満たす固定資産税の納税義務者

① 令和7年度に、償却資産分の固定資産税が課税されている方

② 台風第15号により、所有する償却資産に損害が生じた方

※令和7年1月2日以降に取得した償却資産は、減免対象外となります。

※台風第15号で被災する前に除却又は被災地以外へ移動した償却資産の場合、事業を廃業された場合は、減免対象外となります。

2 提出期限及び対象となる固定資産税について

対象となる固定資産税は令和7年度固定資産税のうち、災害発生日（令和7年9月5日）の翌日以降に納期限が到来するもの（被災資産相当分に限る）。

（1）令和7年11月28日（金）までに申請があった場合（郵送の場合は必着）

第3期分及び第4期分が減免の対象になります。

（2）令和7年11月29日（土）から令和8年1月29日（木）までに申請があった場合（郵送の場合は必着）

第4期分のみ減免の対象になります。

※軽減される税額は、資産ごとの「損害の程度」と「軽減の割合」によって算定します。

注意：令和8年1月30日（金）以降は減免申請できません。（焼津市税条例第71条第2項）

3 提出書類

下記の書類を、提出期限内に課税課償却資産・諸税担当へ提出してください。

① 固定資産税・都市計画税減免申請書及び必要書類チェックリスト（市HPに掲載しています。）

② 損害を受けた資産の明細書（市HPに参考様式を掲載しています。）

（個々の資産の名称、取得価額、取得年月、修理/除却の区分、修理費用、保険加入の有無、保険金等の金額の項目をすべて記載したもの。すべての内容が記載されていれば、形式は問いません。）

③ 資産の修理・買替えに要する費用がわかるもの（修理等の見積書・領収書などの写し）

④ 償却資産の被害状況がわかる写真

⑤ 保険に加入している場合、支給される保険金の額がわかるもの（支給決定通知などの写し）

※ 保険金の決定・支給が完了していない場合など、①～⑤の書類を全てそろえるのに時間がかかる場合は問合せ先までご相談下さい。

※ 保険金が複数の資産分についてまとめて支給される場合（個々の資産ごとの支給額がわからない場合）は、各資産の修理費用・買替え費用によって按分してください。

※ 必要に応じて、直接現場の確認をさせていただく場合があります。

4 注意事項

・減免申請をされた場合でも、固定資産税第3期分及び第4期分については各納期限までに納付して下さい。

・被災により修繕、滅失や一部除却などをした資産は、令和8年度償却資産書申告書の提出の際に、減少資産として改めて申告してください。

（裏面に続きます）

5 提出先

窓口の場合 課税課 償却資産・諸税担当（市役所本庁舎 3 階 7 番窓口）
郵送の場合 〒425-8502 焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号 焼津市役所課税課 償却資産・諸税担当宛
※郵送の場合は期限までに必着

【参考】

（１）減免額の算定方法について

①損害の程度 =
$$\frac{\text{〈修理に要した費用〉} - \text{〈保険金等により補填された額〉}}{\text{〈当該償却資産の令和 7 年度評価額〉}} \times 100$$

②軽減の割合 ①で算定した損害の程度により、下の表から求めます。

損害の程度	軽減の割合
$\frac{20}{100}$ 未満	非該当
$\frac{20}{100}$ 以上 $\frac{40}{100}$ 未満	$\frac{40}{100}$ 以内
$\frac{40}{100}$ 以上 $\frac{60}{100}$ 未満	$\frac{60}{100}$ 以内
$\frac{60}{100}$ 以上	$\frac{80}{100}$ 以内
復旧不能又は使用不能	免 除

（２）減免額の算出例

＜被害を受けた資産の例＞令和 5 年中に取得した機械で、取得価額 3,000,000 円、耐用年数 10 年
令和 7 年度評価額が 2,136,654 円、修理に要した費用が 1,000,000 円、保険金等により補填された額が
500,000 円

① 損害の程度 =
$$\frac{\text{〈修理に要した費用1,000,000円〉} - \text{〈保険金等により補填された額500,000円〉}}{\text{〈当該償却資産の令和 7 年度評価額2,136,654円〉}} \times 100 = 23.4 (\%)$$

②軽減の割合 ①が $\frac{20}{100}$ 以上 $\frac{40}{100}$ 未満のため、軽減の割合は「 $\frac{40}{100}$ 以内」となる

減免相当額（実際に減免される税額）

・令和 7 年 11 月 28 日（金）までに申請があった場合

$$2,136,654 \times \frac{40}{100} \times 1.4\% \times \frac{2}{4} = 5,982 \text{ 円} \rightarrow \text{減免額 } \underline{6,000 \text{ 円}}$$

・令和 7 年 11 月 29 日（土）から令和 8 年 1 月 29 日（木）までに申請があった場合

$$2,136,654 \times \frac{40}{100} \times 1.4\% \times \frac{1}{4} = 2,991 \text{ 円} \rightarrow \text{減免額 } \underline{3,000 \text{ 円}}$$

問合せ先
〒425-8502 焼津市本町 2 丁目 16 番 32 号
焼津市 課税課 償却資産・諸税担当
電話 054-626-1142・FAX 054-626-2182
Email kazei@city.yaizu.lg.jp